

# 単 価 契 約 書

公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、メール便・宅配便発送について、次のとおり契約を締結する。

## （契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- （2）業務の内容 仕様書のとおり
- （3）発送予定数 仕様書のとおり
- （4）契約単価 仕様書に記載する額 ※入札後決定
- （5）契約保証金 免除

## （納入）

第2条 受託者は、契約期間中、委託者の発注あるごとに、その都度委託者が指定する日までに物品を配達するものとする。この場合において、受託者は控え等により、その旨を通知しなければならない。

## （検査）

第3条 委託者は、請求しようとする期間分の発送状況の検査を行わなければならない。

## （請求及び支払）

第4条 受託者は、委託者の検査終了後、発送状況に不備がないときは、請求期間分をとりまとめた請求書により委託者に対して請求するものとする。なお、請求の詳細については、委託者と受託者で別途定めるものとする。

- 2 委託者は、前項の規定により、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

## （履行遅滞）

第5条 受託者は、正当な理由によらないで到着期限までに物品を配達しない場合は、物品の引受日の翌日から配達完了の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の発送代金に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に代金を支払わなかった場合、受託者から請求があった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 委託者が第3条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

## （事情変更）

第6条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、委託者と受託者とが協議のうえ、契約単価の変更を行うことができることがある。

## （契約の解除）

第7条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）受託者が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込がないと認められるとき。

(2) 受託者が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき。

(3) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（個人情報の保護）

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（違約金等）

第9条 受託者は、第10条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第10条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約書作成費用）

第11条 この契約書を作成する費用（貼用印紙代を含む）は、委託者と受託者とが折半して負担する。

（協議）

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 島根県松江市朝日町478番地18  
公益財団法人ふるさと島根定住財団  
理事長 藤井洋一

受託者

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (取得の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

### (責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (再委託)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

- 3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
- 4 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

- 第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

- 第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

- 第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は受託者自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第12 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

- 第13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

- 第14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。
- 3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

# 令和7年度メール便・宅配便発送 仕様書（案）

当財団からパンフレットや情報誌等の資料を送るため、メール便を利用した発送業務並びに宅配便を利用した発送業務を行う。

## 1. 委託の履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間とする。

## 2. 業務の内容

### (1) 発送物の集荷

#### ①集荷日

原則として、ふるさと島根定住財団開業日  
(お盆期間、年末年始等特殊時期については協議の上決定)

#### ②集荷場所

ふるさと島根定住財団松江事務局 (松江市朝日町 松江テルサ内)  
ふるさと島根定住財団石見事務所 (浜田市相生町 シティパーク浜田内)  
※事前了解を条件に、財団が指定する場所における集荷を可とする

#### ③集荷頻度

原則として、1日1回 (メール便または宅配便の発送がないときは集荷をしなくても可能とする)  
(ただし、一度に大量発送する場合は、前日までの連絡を条件として同一日に複数回の集荷に対応するものとする)

### (2) 目的地への発送

## 3. 発送予定数 (計画)

### (1) メール便 (税抜き)

種類	重量平均 (kg)	単価 (円/通)
メール便	250g 以内	***
	1kg 以内	***
	2kg 以内	***

※通数はこれまでの年間実績を引用

### (2) 宅配便 (税抜き)

単位 (円/通)

地域	サイズ					
	~60	~80	~100	~120	~140	~160
島根県内 (隠岐除く)	***	***	***	***	***	***
島根県内 (隠岐地域)	***	***	***	***	***	***
中国・四国・九州	***	***	***	***	***	***
近畿	***	***	***	***	***	***
東海・北陸	***	***	***	***	***	***
関東・信越	***	***	***	***	***	***
東北	***	***	***	***	***	***
北海道	***	***	***	***	***	***

## 4. その他

この発送業務については、宅配便・メール便ともに可能な限り発送物が送り先住所に届くよう、委託者、受託者が協力し、誠意をもって対応するものとする。

また、この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方協議の上、委託業務を進めることとする。